



# 三重県公報

平成29年12月8日(金)

第 2962 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
813	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	( 地 域 福 祉 課 )	2
814	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	( 同 )	2
815	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	2
816	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	( 同 )	3
817	保安林の指定をする予定である旨の通知	( 治 山 林 道 課 )	3
818	同件	( 同 )	4
819	同件	( 同 )	4
820	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	( 道 路 管 理 課 )	5
821	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 同 )	5
822	土砂災害警戒区域の指定	( 防 災 砂 防 課 )	6
823	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 同 )	6
<b>公 安 委 告 示</b>			
150	駐車監視員資格者講習及び認定考査の実施	( 公 安 委 員 会 )	14
<b>特 定 調 達 広 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	( 教 育 委 員 会 )	15

告 示

**三重県告示第 813 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 12 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	申請（開設）者名	事業（サービ ス）の 種 類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
ケアプランセンタ ーあすか	特定非営利活動法 人ケアプランセン ターあすか	居宅介護支援	所在地	熊野市久生屋 町 573	熊野市飛鳥町 小坂 321	平成 29 年 9 月 6 日
ヘルパーステーシ ョンれんげの里	有限会社 D, s ネットワーク	訪問介護	所在地	桑名市大字蓮 花寺 825 番地 33	桑名市大字蓮 花寺 979 番地 11	平成 29 年 9 月 1 日
ヘルパーステーシ ョンれんげの里	有限会社 D, s ネットワーク	介護予防訪問 介護	所在地	桑名市大字蓮 花寺 825 番地 33	桑名市大字蓮 花寺 979 番地 11	平成 29 年 9 月 1 日
訪問看護ステーシ ョンれんげの里	有限会社 D, s ネットワーク	訪問看護	所在地	桑名市大字蓮 花寺 825 番地 33	桑名市大字蓮 花寺 644 番地 53	平成 29 年 9 月 1 日
訪問看護ステーシ ョンれんげの里	有限会社 D, s ネットワーク	介護予防訪問 看護	所在地	桑名市大字蓮 花寺 825 番地 33	桑名市大字蓮 花寺 644 番地 53	平成 29 年 9 月 1 日
ホームヘルスケア ー光四日市営業所	株式会社ヘルスケ アー光	福祉用具貸与	申請（開 設）者名称	株式会社ハピ ネライフー光	株式会社ヘル スケアー光	平成 29 年 9 月 1 日
ホームヘルスケア ー光四日市営業所	株式会社ヘルスケ アー光	介護予防福祉 用具貸与	申請（開 設）者名称	株式会社ハピ ネライフー光	株式会社ヘル スケアー光	平成 29 年 9 月 1 日
ホームヘルスケア ー光四日市営業所	株式会社ヘルスケ アー光	特定福祉用具 販売	申請（開 設）者名称	株式会社ハピ ネライフー光	株式会社ヘル スケアー光	平成 29 年 9 月 1 日
ホームヘルスケア ー光四日市営業所	株式会社ヘルスケ アー光	特定介護予防 福祉用具販売	申請（開 設）者名称	株式会社ハピ ネライフー光	株式会社ヘル スケアー光	平成 29 年 9 月 1 日

**三重県告示第 814 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 12 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	事業（サービ ス）の 種 類	廃 止 年 月 日
アサヒサンクリー ン在宅介護センター伊 賀	伊賀市緑ヶ丘南町 2276 グリーンパレ ス I 2A号室	アサヒサンクリー ン株式会社	静岡県静岡市葵区本 通十丁目 8 番地の 1	訪問入浴介護	平成 29 年 9 月 30 日
アサヒサンクリー ン在宅介護センター伊 賀	伊賀市緑ヶ丘南町 2276 グリーンパレ ス I 2A号室	アサヒサンクリー ン株式会社	静岡県静岡市葵区本 通十丁目 8 番地の 1	介護予防訪問 入浴介護	平成 29 年 9 月 30 日

**三重県告示第 815 号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 12 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	申請（開設）者名	事業（サービ ス）の 種 類	変更事項	変更内容		変 更 年 月 日
				新	旧	
ケアプランセンターあすか	特定非営利活動法人ケアプランセンターあすか	居宅介護支援	所在地	熊野市久生屋町 573	熊野市飛鳥町小坂 321	平成 29 年 9 月 6 日
ヘルパーステーションれんげの里	有限会社 D, s ネットワーク	訪問介護	所在地	桑名市大字蓮花寺 825 番地 33	桑名市大字蓮花寺 979 番地 11	平成 29 年 9 月 1 日
ヘルパーステーションれんげの里	有限会社 D, s ネットワーク	介護予防訪問介護	所在地	桑名市大字蓮花寺 825 番地 33	桑名市大字蓮花寺 979 番地 11	平成 29 年 9 月 1 日
訪問看護ステーションれんげの里	有限会社 D, s ネットワーク	訪問看護	所在地	桑名市大字蓮花寺 825 番地 33	桑名市大字蓮花寺 644 番地 53	平成 29 年 9 月 1 日
訪問看護ステーションれんげの里	有限会社 D, s ネットワーク	介護予防訪問看護	所在地	桑名市大字蓮花寺 825 番地 33	桑名市大字蓮花寺 644 番地 53	平成 29 年 9 月 1 日
ホームヘルスケア一光四日市営業所	株式会社ヘルスケア一光	福祉用具貸与	申請（開設）者名称	株式会社ハピネライフ一光	株式会社ヘルスケア一光	平成 29 年 9 月 1 日
ホームヘルスケア一光四日市営業所	株式会社ヘルスケア一光	介護予防福祉用具貸与	申請（開設）者名称	株式会社ハピネライフ一光	株式会社ヘルスケア一光	平成 29 年 9 月 1 日
ホームヘルスケア一光四日市営業所	株式会社ヘルスケア一光	特定福祉用具販売	申請（開設）者名称	株式会社ハピネライフ一光	株式会社ヘルスケア一光	平成 29 年 9 月 1 日
ホームヘルスケア一光四日市営業所	株式会社ヘルスケア一光	特定介護予防福祉用具販売	申請（開設）者名称	株式会社ハピネライフ一光	株式会社ヘルスケア一光	平成 29 年 9 月 1 日

三重県告示第 816 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 12 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指定介護機関の 名 称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主 たる事務所の所在地	事業（サービ ス）の 種 類	廃 止 年 月 日
アサヒサンクリー ン在宅介護センター伊 賀	伊賀市緑ヶ丘南町 2276 グリーンパレ ス I 2A 号室	アサヒサンクリー ン株式会社	静岡県静岡市葵区本 通十丁目 8 番地の 1	訪問入浴介護	平成 29 年 9 月 30 日
アサヒサンクリー ン在宅介護センター伊 賀	伊賀市緑ヶ丘南町 2276 グリーンパレ ス I 2A 号室	アサヒサンクリー ン株式会社	静岡県静岡市葵区本 通十丁目 8 番地の 1	介護予防訪問 入浴介護	平成 29 年 9 月 30 日

三重県告示第 817 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 12 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 保安林予定森林の所在場所

津市芸濃町河内宇セト谷 3295、3297 から 3300 まで、3302 の 1、3302 の 72、3302 の 73、3309 から 3312 まで、宇池之谷 3313、3314、津市美杉町下多氣字野登瀬 2079、2082、2084、2086、字下之世古 2119 から 2122 まで

2 保安林指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

### 三重県告示第 818 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 12 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所  
松阪市飯高町草鹿野字西田 73 の 1、73 の 2、73 の 4、73 の 5
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐とする（次の図に示す部分に限る。）。
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。)

---

### 三重県告示第 819 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 12 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所  
北牟婁郡紀北町十須字鍛冶屋又 1089 の 10・1089 の 12・1089 の 18（以上 3 筆について次の図の示す部分に限る。）、1089 の 11、1089 の 16、1089 の 17
- 2 保安林指定の目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐とする（次の図に示す部分に限る。）。
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 820 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成29年12月8日

三重県知事 鈴木 英 敬

#### 第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 千草赤水線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡菟野町大字潤田字西堀 4407 番 3 地先から	旧	2.00~2.50	102.10
三重郡菟野町大字千草字下岡 7490 番 1 地先まで	旧新	14.00~14.60	81.30

#### 第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿環状線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市平野町字塚本 129 番 3 地先から 鈴鹿市国府町字西ノ野 13 番 19 地先まで	新	10.80~52.10	1,988.57

#### 第 3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 166 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市飯高町木梶字尾ノ上 169 番 2 地先内	旧	9.30~15.10	20.30
	新	13.00~31.90	20.30

#### 第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 度会玉城線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡玉城町勝田字池ノ谷 4851 番 32 地先内	旧	20.60~24.90	19.80
	新	15.60~24.90	19.80

#### 第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊勢二見線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊勢市黒瀬町字畑田 451 番 1 地先から 伊勢市黒瀬町字畑田 454 番 1 地先まで	旧	5.50~6.60	48.40
	旧新	9.50~9.90	45.00

### 三重県告示第 821 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成 29 年 12 月 8 日

三重県知事 鈴木英敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 167号	志摩市阿児町鶴方字野田 2620 番 1 地先 から 志摩市磯部町穴川字土橋 1162 番 46 地先 まで	平成 29 年 12 月 17 日 午後 1 時

**三重県告示第 822 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 29 年 12 月 8 日

三重県知事 鈴木英敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東山川-1	津市白山町南家城 (詳細は次の図のとおり)	土石流
小高山	津市白山町二俣 (詳細は次の図のとおり)	土石流
寺向	津市白山町城立 (詳細は次の図のとおり)	土石流
藤川 2	津市白山町福田山 (詳細は次の図のとおり)	土石流
中出川 1	津市白山町福田山 (詳細は次の図のとおり)	土石流
中出川 2	津市白山町福田山 (詳細は次の図のとおり)	土石流
杉ノ谷川	津市白山町福田山 (詳細は次の図のとおり)	土石流
下出	津市白山町福田山 (詳細は次の図のとおり)	土石流
高ノ谷	津市白山町小杉 (詳細は次の図のとおり)	土石流
小杉川 2	津市白山町小杉 (詳細は次の図のとおり)	土石流
北大原 1	津市白山町大原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
宮ノ西川	津市白山町大原 (詳細は次の図のとおり)	土石流
城出 1	津市白山町八対野 (詳細は次の図のとおり)	土石流
大谷 2	津市白山町八対野 (詳細は次の図のとおり)	土石流
葛谷川	津市白山町古市 (詳細は次の図のとおり)	土石流
大広 1	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
両構 1	津市白山町八対野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、津建設事務所及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 823 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 29 年 12 月 8 日

三重県知事 鈴木英敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
東山川-2	津市白山町南家城 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
柳田川③	津市白山町南家城 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
家城	津市白山町南家城 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
下大谷川	津市白山町南家城 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
大山	津市白山町真見 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
朴木谷	津市白山町真見 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
二俣	津市白山町二俣 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
深田	津市白山町二俣 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
箕谷	津市白山町城立 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
高	津市白山町城立 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
岩の谷川	津市白山町城立 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
藤川 1	津市白山町福田山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
中出	津市白山町福田山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
青山川	津市白山町福田山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
小峰川	津市白山町福田山 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
堀川	津市白山町城立 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
小杉川 1	津市白山町小杉 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
一ノ倉	津市白山町小杉 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
日向	津市白山町小杉 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
北大原 2	津市白山町大原 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
北大原 3	津市白山町大原 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
前田川	津市白山町大原 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
小杉川 3	津市白山町小杉 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
阿ノ谷川	津市白山町布引 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
堀坂川	津市白山町大原 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
不入馬川	津市白山町川口 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり

琴の谷	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
城出 2	津市白山町八対野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大谷 1	津市白山町八対野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
ヨムギ谷川	津市白山町古市 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東上山	津市白山町垣内 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
髓正寺川	津市白山町上ノ村 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東谷川	津市白山町佐田 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
福田山 1	津市白山町福田山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福田山 2	津市白山町福田山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福田山 3	津市白山町福田山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福田山 4	津市白山町福田山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大原	津市白山町大原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小杉 1	津市白山町小杉 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小杉 2	津市白山町小杉 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小杉 3	津市白山町小杉 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
城立 1	津市白山町城立 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
城立 2	津市白山町城立 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二俣 1	津市白山町二俣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二俣 2	津市白山町二俣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二俣 3	津市白山町二俣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二俣 4	津市白山町二俣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
真見	津市白山町真見 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南家城 1	津市白山町南家城 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南家城 2	津市白山町南家城 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
藤	津市白山町藤 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福田山 5	津市白山町福田山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南家城 3	津市白山町南家城 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

大原 2	津市白山町大原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小杉 6	津市白山町小杉 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
城立 5	津市白山町城立 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
城立 6	津市白山町城立 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南家城 6	津市白山町南家城 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福田山 7	津市白山町福田山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福田山 8	津市白山町福田山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二俣 5	津市白山町二俣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南家城 9	津市白山町南家城 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南家城 10	津市白山町南家城 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福田山 10	津市白山町福田山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福田山 11	津市白山町福田山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南大原 1	津市白山町大原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南大原 2	津市白山町大原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南大原 3	津市白山町大原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南大原 4	津市白山町大原 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小杉 4	津市白山町小杉 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小杉 5	津市白山町小杉 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
城立 4	津市白山町城立 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
城立 7	津市白山町城立 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
城立 3	津市白山町城立 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
藤 4	津市白山町藤 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北家城 1	津市白山町北家城 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北家城 2	津市白山町北家城 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南家城 7	津市白山町南家城 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南家城 8	津市白山町南家城 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北家城	津市白山町北家城 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

福田山 6	津市白山町福田山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福田山 9	津市白山町福田山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二俣 6	津市白山町二俣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二俣 7	津市白山町二俣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二俣 8	津市白山町二俣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
真見 2	津市白山町真見 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福田山 12	津市白山町福田山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福田山 13	津市白山町福田山 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白山 107	津市白山町諏訪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
御城	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
的場	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
黒木	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大広 2	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大広 3	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
稲垣	津市白山町稲垣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下出	津市白山町八対野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古市 1	津市白山町古市 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古市 2	津市白山町古市 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大山	津市白山町古市 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大広 5	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
日生学園 3	津市白山町八対野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小野 1	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大広 6	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
別府	津市白山町八対野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
内野	津市白山町稲垣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
両構 2	津市白山町八対野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
稲垣 2	津市白山町稲垣 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

山田野	津市白山町山田野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
算所 2	津市白山町八対野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古市	津市白山町古市 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小野 2	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川口 2	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大広 7	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大広 8	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大広 10	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
御城 1	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
市場 2	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
市場 3	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
御城 2	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大広 11	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白山 57	津市白山町古市 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白山 59	津市白山町古市 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白山 98	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白山 102	津市白山町川口 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
口佐田	津市白山町佐田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中佐田	津市白山町佐田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堂坂	津市白山町佐田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上佐田 1	津市白山町佐田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上佐田 2	津市白山町佐田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥佐田-1	津市白山町佐田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥佐田-2	津市白山町佐田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東谷	津市白山町佐田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垣内 1	津市白山町垣内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垣内 2	津市白山町垣内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

上佐田 3	津市白山町上佐田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐田 4	津市白山町佐田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垣内 6	津市白山町垣内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上ノ村 7	津市白山町上ノ村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上ノ村 9	津市白山町上ノ村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中佐田 2-1	津市白山町佐田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中佐田 2-2	津市白山町佐田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 2	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 6	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 7-1	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 7-2	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 8	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 9	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 12	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 15	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 16	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 17	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 18-1	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 18-2	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 19	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二本木 11	津市白山町二本木 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垣内 4	津市白山町垣内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 10-1	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 10-2	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 14	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥佐田 2	津市白山町奥佐田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垣内 5	津市白山町垣内 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

上ノ村 1	津市白山町上ノ村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上ノ村 3	津市白山町上ノ村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上ノ村 4-1	津市白山町上ノ村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上ノ村 4-2	津市白山町上ノ村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上ノ村 5	津市白山町上ノ村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上ノ村 6	津市白山町上ノ村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上ノ村 8	津市白山町上ノ村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 3	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 4	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 5	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 11	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 13	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 20	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 21	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 22	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 23	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南出 24	津市白山町南出 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古市 3	津市白山町古市 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上ノ村 2	津市白山町上ノ村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白山 2	津市白山町諏訪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白山 3	津市白山町諏訪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白山 4	津市白山町諏訪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白山 5	津市白山町諏訪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白山 15	津市白山町諏訪 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、津建設事務所及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

公安委告示

## 三重県公安委員会告示第 150 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 13 第 1 項第 1 号イの規定による講習（以下「駐車監視員資格者講習」といいます。）及び同号ロの規定による認定（以下「認定考査」といいます。）を次のとおり実施します。

平成 29 年 12 月 8 日

三重県公安委員会委員長 川 端 郁 子

## 1 駐車監視員資格者講習

## (1) 実施日時

第 1 日目 平成 30 年 1 月 23 日（火）午前 9 時から午後 6 時 30 分まで

第 2 日目 平成 30 年 1 月 24 日（水）午前 9 時から午後 6 時 30 分まで

修了考査 平成 30 年 1 月 30 日（火）午前 9 時から午前 10 時 30 分まで

## (2) 実施場所

三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部（7 階東小会議室）

## (3) 受講定員

30 人（申込者多数の場合は、定員に達した時点で締め切ります。）

## (4) 受講手続

## ア 申込期間

平成 30 年 1 月 4 日（木）から同月 18 日（木）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日を除きます。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

## イ 申込先

三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係

## ウ 申込方法

駐車監視員資格者講習受講申込書に必要事項を記載の上、写真 2 枚（受講の申込み前 6 月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景で縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて、受講者本人が申し込んでください。

なお、このとき、受講者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、パスポート等）を持参してください。

## エ 受講手数料

受講手数料は 20,000 円です。その金額に相当する三重県収入証紙を収入証紙納付書に貼付し、申込時に納付してください。

なお、既納の受講手数料は、返還しません。

## オ その他

駐車監視員資格者講習受講申込書及び収入証紙納付書は、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係又は三重県内の各警察署交通（第二）課で配布しています。

## (5) その他

2 日間の講習を受講し、修了考査に合格した方には、駐車監視員資格者証の交付申請に必要な駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。

## 2 認定考査

## (1) 実施日時

平成 30 年 1 月 30 日（火）午前 9 時から午前 10 時 30 分まで

## (2) 実施場所

三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部（7 階東小会議室）

## (3) 受検資格

次のいずれかに該当する者

ア 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して 5 年以上である者

ウ ア又はイに掲げる者と同等の経歴を有する者

## (4) 受検手続

## ア 申込期間

平成 30 年 1 月 4 日（木）から同月 18 日（木）まで（三重県の休日を定める条例第 1 条に規定する休日

を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 申込先

三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係

ウ 申込方法

認定申請書に必要事項を記載の上、写真2枚(受検の申込み前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景で縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を添えて、受検者本人が申し込んでください。

なお、このとき、受検者本人であることが確認できる身分証明書(運転免許証、パスポート等)及び(3)アからウまでのいずれかに該当することを証する書面(経歴書、人事記録証明書等)を持参してください。

エ 受検手数料

受検手数料は4,500円です。その金額に相当する三重県収入証紙を収入証紙納付書に貼付し、申込時に納付してください。

なお、既納の受検手数料は、返還しません。

オ その他

認定申請書及び収入証紙納付書は、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係又は三重県内の各警察署交通(第二)課で配布しています。

(5) その他

認定考査に合格した方には、駐車監視員資格者証の交付申請に必要な認定書を交付します。

3 問合せ先

御不明な点については、三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係(電話 059-222-0110 内線 5141・5144)へ問い合わせてください。

## 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第5条の規定により公告します。

平成29年12月8日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

情報教育機器設備賃貸借契約(詳細は仕様書による)

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

平成30年2月27日から平成35年2月26日までとします。

(機器納入期限は、契約締結の日から平成30年2月19日(月)(17時)までとします。)

(4) 委託業務履行場所

三重県内各県立学校(詳細は仕様書「別紙1 学校別設置機器別台数一覧表」のとおり)

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

### 3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

### 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を平成30年1月9日（火）17時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
  - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
  - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- ### 5 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班 担当 稲濱  
電話 059-224-3002 ファクシミリ 059-224-3023

#### (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

#### (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

#### (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成30年1月18日（木）まで調達システムにより提供します。

#### (5) 入札参加資格確認結果の通知

平成30年1月11日（木）までに通知します。

#### (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成30年1月18日（木）14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成30年1月18日（木）14時

なお、入札書は平成30年1月12日（金）から同月18日（木）14時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班

案件名 情報教育機器設備賃貸借契約

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 30 年 1 月 18 日 (木) 15 時

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局高校教育課高校教育班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 (平成 31 年 10 月 1 日以降については、100 分の 10) に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 (平成 31 年 10 月 1 日以降については、110 分の 100) に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則 (平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。) 第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者 (以下これらを「更生 (再生) 手続中の者」といいます。) のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者 (会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り) が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生 (再生) 手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続 (平成 26 年三重県告示第 292 号) に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会 (連絡先: 出納局出納総務課 (三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話 059-224-2771) に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約

締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。
- (8) 第三者賃貸方式による入札を希望される場合は、「第三者賃貸方式参加仕様書」（第三者賃貸方式による入札にかかる手続き）をご確認のうえ、手続きを行ってください。

## 7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract  
Lease contract for Information Communication machines for Computer Information Education
- (2) Bid Submission Deadline :  
(Electronic submission via the internet)  
Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, January 18, 2018.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Friday, January 12, 2018 and 2:00 P.M. on Thursday, January 18, 2018.
- (3) Date and Time for the Open Bidding :  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Thursday, January 18, 2018.
- (4) Managing Authority :  
Senior High School Education Division, Mie Prefectural Board of Education  
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
TEL:059-224-3002

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---